

経済学形成の国民的・歴史的個性

—— 小林昇の経済学史研究¹⁾ ——

服 部 正 治

1. 小林昇の経済学史研究

小林昇教授（以下、小林と表記する）は1916年に生まれ2010年に亡くなった。小林は第二次世界大戦中の1942年に「重商主義の解釈に就いて」を最初の研究論文として発表し、2007年に最後の研究論文「東西リスト論争」新考」を発表している。最初の研究論文は福島高等商業学校（現福島大学の前身）の機関誌に、最後のそれは日本学士院の紀要に発表された。小林は1992年に日本学士院会員に選出された。小林の60年以上にわたる研究は経済学史の分野に限定され続けた。最初と最後の論文題名が示すように、小林の研究対象は第一にイギリス重商主義、第二にドイツの国民経済学者フリードリッヒ・リスト（Friedrich List）、そして第三にリストが批判の相手とし、イギリス重商主義を批判の相手としたアダム・スミス（Adam Smith）であった。ただし小林は、これら三つの研究対象を個別に耕し続けたのではない。第二次大戦下の、そして戦前からの半封建的な特質を持つ、日本資本主義が生んだアジアへの侵略の只中で、先進国イギリスならびに後発国ドイツの資本主義発展の特質がいかに両国の経済学形成に当たって独自の個性を与えることになったのかを、小林は一貫して問い続けた。小林は、大戦中に徴兵されてヴェトナムに送られたが、そこでも帰還後の自らのリスト研究を構想し続けた。

小林の研究対象は三つに分けられるが、60年以上に及ぶ経済学史研究を通じて一つのテーマを研究し続けた、と言える。別言すると、イギリスならびにドイツにおける経済学形成の国民的・歴史的個性の検討を通じて、それぞれの国民経済の構造的な特質を近代的生産力形成という観点から説明することが小林の長きにわたる経済学史研究の目的であった。小林は、自らの研

1) 本稿は、『経済学史研究』編集委員会より小林昇の研究を海外に紹介することを目的に執筆を依頼されたエッセイ (Series: Japanese Historians of Economic Thought 1 Noboru Kobayashi and His Study on the History of Economic Thought: National and Historical Characters in the Making of Economics, *The History of Economic Thought*, Vol. 54, No. 1, 2012) の日本語版である。ただし、両者の内容は同じではない。

究において日本資本主義論争から引き継いだ問題意識を基礎に置き、特に山田盛太郎『日本資本主義分析』に対しては高い評価を与えていた（「『日本資本主義分析』と私の経済学研究」1979²⁾）。したがって小林は、上記三つの対象の研究を通じて日本資本主義の構造的特質の理解に資することを遠い先の目的においたと思われるが、日本資本主義の構造的特質について直接に論ずることはなかった。小林の研究の主要な部分は『小林昇経済学史著作集』全11巻として出版されている。全てが日本語で書かれたものである。一方で小林は、自らの研究の一部を、早い時期から以下のようにドイツ語・英語で発表していた。そして晩年になって、その発表の数を増した。

Die List-Forschung in Ostdeutschland, The Science Council of Japan: Division of Economics, Commerce and Business Administration, 1962. その日本語版は「東独のリスト」(1957. VIII)

James Steuart, Adam Smith and Friedrich List, The Science Council of Japan: Division of Economics, Commerce and Business Administration, 1967. その日本語版は「ステュアート、スミス、リスト」(1966. V)

Forschungen über Friedrich List in Japan, 大東文化大学『経済論集』45号, 1988. その日本語版は「日本におけるリスト研究」(1989. XI)。これは、1989年5月ロイトリンゲンでのリスト・シンポジウムで報告された。シンポジウムの模様については「リストのロイトリンゲン」(1989. 『東西リスト論考』みすず書房, 1990) を参照。

Friedrich Lists System der Sozialwissenschaft - von einem japanischen Forscher betrachtet, *Studien zur Entwicklung der ökonomischen Theorie*, X, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Band 115/X, 1990. これは1989年9月テュービンゲンでの社会政策学会経済学史部会で報告された。その日本語版は「リストの社会科学体系」(1990. 『東西リスト論考』)。その模様については「テュービンゲンでリストを語る」(1990. 『東西リスト論考』), またベルトラム・シェフォールト(原田哲史訳)「追悼 小林昇」(服部・竹本編『回想 小林昇』所収) を参照。

The First System of Political Oeconomy: An Essay on Political Oeconomy of Sir James Steuart, 大東文化大学『経済論集』55号, 1992. その元となった日本語版は「最

2) 小林の著作からの出典については、論文もしくは著書名と出版年を、そして『小林昇経済学史著作集』(全11巻, 1976~1989年, 未来社)に収録されたものについてはその巻数を記す。なお、ページ数が表記されている場合には、『著作集』もしくは『著作集』以外の著書での該当箇所を意味する。服部が作成した「小林昇 著作・短文目録」(服部正治・竹本洋編『回想 小林昇』日本経済評論社, 2011年)では、小林の著作・短文が出版年月順に配列され、備考欄にその後の転載などが示されているので、その論文もしくは著書が『著作集』やその他の著書のどこに該当するかは、追跡可能である。

初の経済学体系」(1988. X)

Sir James Steuart on Taxes, *Ex Oriente* (Daito-Bunka University), Vol. 6, 1993.

その日本語版は「ステュアート租税論の基礎的考察」(1987. X)

On the Method of Sir James Steuart, *Principles of Political Oeconomy*, 大東文化大学『経済論集』63号, 1995 (in R. Tortajada ed., *The Economics of James Steuart*, 1999). これは, 1995年9月グルノーブルでのステュアート・シンポジウム (Colloque International James Steuart en 1995) で報告された。その日本語版は「ステュアート『原理』の方法について」(1994. 『最初の経済学体系』名古屋大学出版会, 1994)

Introduction Section 2: The First System of Political Economy, in A. Skinner with N. Kobayashi and H. Mizuta ed., *An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy by Sir James Steuart*, Vol. 1, 1998.

小林の経済学史研究の方法的特徴は, 第一に社会経済史研究の成果を前提にしたうえで, 各経済学者の経済学説に表れる理論的特質を解明し, さらに第二に今度は逆に経済学説の理論的特質の解明を通じて社会経済史研究に新たな視点を提示することにあつた。これを小林は, 「経済学史と経済史との試行錯誤的往反」と名付けた。また「経済史研究における経済学史的接近」とも呼んだ。上の第一は, 主として, 経済学史研究としては理論史的視点からの分析という形をとり, 第二は, 主として, 政策論史的視点からの分析という形をとった。小林が主に依拠した, 特にイギリス経済史研究の成果は大塚久雄の研究である。大塚は, イギリス資本主義発展の基本の流れを15世紀以来の独立自営農民層であるヨーマンリならびに独立生産者層の形成とその両極分解に求め, それが資本の蓄積と賃金労働者の生成とそして豊かな国内市場の形成を生みだしたと理解した³⁾。したがって大塚は, 産業革命に至るイギリス資本主義の発展をもたらしたものを, 商業資本の推転ではなくて初期マニュファクチュアとしての農村工業の展開に, 言い換えれば国外市場ではなくて国内市場に依拠する産業資本の蓄積に求めた。小林はこうした大塚の理解に依拠して, イギリス重商主義の政策とそれを支えた経済学説が, 資本主義体制を生みだすに至る(カール・マルクス Karl Marx のいう)「生産者と生産手段の歴史的分離過程」である資本の原始的蓄積 (die ursprüngliche Akkumulation) を推進する役割を果たしていることを見出した。

以下に小林の三つの研究対象についての成果を紹介しておく。

3) 小林の以下の発言を記録しておきたい。「大塚...は山田盛太郎...が苦渋の言葉をもって表現... [し] た土地制度の問題を, 非常にわかりやすく, むしろ明るい表現でイギリスのヨーマンリーを持ちだすことによって説... [い] ている...。...問題関心という点では山田...から大塚...への太い系はある」(『半世紀のリスト受容』, 中村勝己編『受容と変容』みすず書房, 1989, 200 01)。

2. イギリス重商主義研究

小林によれば、スミスの『国富論』(*An Inquiry into the Nature and Causes of Wealth of Nations*, 1776)が、重商主義 (mercantile system, system of commerce) は「制限と統制の体系」であり、富 = 貨幣という重金主義観に基づいて「自然的自由の体系」を歪める政策をおこなったとして批判した際には、トマス・マン (Thomas Mun) のように東インド会社の利害を代弁し、この限りで個別的貿易差額説を批判したいいわゆる全般的貿易差額説の提唱者と、イギリス国内産業の利益のために個別的貿易差額説をも重視する形で保護主義を主張した提唱者とが、一括して含まれた。だが小林はイギリスにおける重商主義の役割を厳密に規定し、「固有の重商主義」(「アダム・スミスと重商主義」1954. II, 402; 「重商主義」1964. I, 342ff) という概念を打ち立てた。それは、重商主義という用語の曖昧さに起因する研究史上の混乱を回避するために、小林が作り上げたタームであった。

「固有の (もしくは本来の) 重商主義」とは、経済政策史の段階区分のための用語として規定される。「固有の重商主義」とは、市民革命以前の、イギリスの重金主義やフランスのコルベール主義 (Colbertisme) や、さらにはドイツでの領邦的財政論としての官房学 (Kameralistik) とはちがって、名誉革命 (1688年) 以降の、毛織物工業をはじめとする国民的諸産業を保護育成し、その結果として産業資本の成長を進めるための体系的政策を意味するものであった。その意味で、「固有の重商主義」は「市民革命と産業革命との間の特定の時期に限定される」(「重商主義」I, 351) ものである。重商主義の政策体系は、第一に農工連帯保護制度 (Solidarschutzsystem) の形をとる保護主義、第二に旧植民地制度、そして第三に近代的な租税制度と国内信用制度から構成された。

ここでの保護主義は、高賃金を抱える先進国イギリス——当時、イギリスの賃金はフランスの2倍と考えられていた——の国内市場を低賃金という武器に依拠する競争相手から守ることに主眼が置かれるものであり、チャールズ・キング (Charles King) 編の『ブリティッシュ・マーチャント』(*British Merchant*, 1721年)の主張に最も典型的に表れている。『ブリティッシュ・マーチャント』は「製造品の輸出は国民にとって最高度に有利である」、「わが国産品の消費を妨げたりわが製造業の進展を阻んだりする財貨の輸入は明白な不利であり、かならず人民大衆の破滅にみちびくものである」(Vol. I, 56) との格率を立てた。さらに、「イギリスの第一のまた最良の市場はイギリス国内の住民」(Vol. I, 165) という基本の立場に立って国内市場は国外市場の20倍の大きさに達すると主張して、イギリス産毛織物の輸出市場としてのフランスの無意義と対フランス貿易赤字という理由で、フランスとの貿易制限を訴えたのである(「リストと重商主義」1950. VI, 362-63)。

さらに小林は、経済政策史の段階区分とは区別される、経済学史 (理論史) の段階区分 (そ

れは政策史の段階区分からは相対的に独立する)を示すために、重商主義という用語に代えて「原始蓄積期の経済理論」という用語を作り上げた⁴⁾。小林は、原始蓄積期の経済理論の特質を、第一に独立生産者の指定 = 資本賃労働関係の把握の未成熟、第二に社会を前進させる本源であるインダストリ (industry) —— これは前近代的な強制に基づく労働とは区別される、生産者の自発的な労働を意味する —— の重視、そして第三に貨幣的経済分析視角の保有、と整理した。こうした整理に至るために、小林が原始蓄積期の経済理論として取り上げた論者は多数にのぼるが、それらに関する小林の研究の中で最も重要なものは、ジェイムズ・ステュアート (James Steuart) とジョサイア・タッカー (Josiah Tucker) に関するものである。それは小林が、『国富論』には自らの先行者との対決・継承の関係において二つの重大な不備が存在すると考え、以下に示すようにその点を深く分析したからである。その第一は、原始蓄積の成熟した段階における貨幣的経済理論の体現者であるステュアートとの理論的対決の回避である。第二には、生産力の進展の認識に基づく経済的自由主義の体現者であり、原始蓄積期における真の先駆者であるタッカーからの継承の意識の希薄であった⁵⁾ (『国富論』と重商主義) 1951. II, 345。

(1) ジェイムズ・ステュアート

小林は長い研究経歴のなかで、『国富論』と対比されるステュアートの『経済の原理』 (*An Inquiry into the Principles of Political Economy*, 1767) の理論的位置づけに関する理解を微妙に変えている。それは、理解の変化によって以前の理解との間に矛盾が生じるというものではなく、むしろ認識の深化と拡大との結果、理論的位置づけの理解の変化・拡張が生まれたと、また以前の理解が後のそれの中で活かされたと言うべきものである⁶⁾。

小林の最初の本格的なステュアート研究は「ジェイムズ・ステュアートの経済学説」(1951. IV) に始まる。ここでは小林は、ケインズ (John Maynard Keynes) の重商主義文献の読解が極めて限定されていたこと —— ケインズは Eli F. Heckscher, *Mercantilism*, 2 Vols, English ed., 1935 に依拠し、ヘクシャーの著書には含まれていない、そしてケインズの体系からすれば最も重視してしかるべきであったステュアートに言及していない —— を指摘した。そして同時に小林は、ケインズの貨幣的経済理論に基づく重商主義理解を積極的に取り入れ、

4) 「政策体系の段階的發展と理論のそれとは異質の構造を持つものであり、後者は前者に制約されつつもこれを機械的に反映するものではなく、そこに重要な方法的問題が存在する」(『重商主義』I, 340)。

5) 特定人物に関する小林の研究の中では、ジョウゼフ・ハリス (Joseph Harris) に関するものも、きわめて完成度の高い研究である。「ジョウゼフ・ハリスの『貨幣・鑄貨論』」(1975. III) がその水準を表しているが、ここではふれられない。

6) 本節の記述は、服部『『国富論』における穀物 理論史と政策論史』(『立教経済学研究』65巻2号, 2011年) と重複する箇所があるが、内容的にはそれを一歩進めて明確にしている。

『原理』を「最後の重商主義者」による「モネタール・ジステームおよびメルカンティル・ジステームの合理的表現」としての「重商主義の理論体系」（「ジェイムズ・ステュアートの経済学説」IV, 242, 245）として特徴づけた。すなわち、古典学派の実物的体系と対立する『原理』の貨幣的経済理論としての体系的特質を強調したのである。なお、「最後の重商主義者」ならびに「モネタール・ジステームおよびメルカンティル・ジステームの合理的表現」という用語は、マルクスのそれである。

その後小林は、上記のように、重商主義という言葉に付きまとう概念上の混乱を回避して、『原理』を「原始蓄積の基礎過程... [の] 理論化...体系化」（「重商主義」I, 380）をおこなった「原始蓄積の一般理論」（『原理』における「奢侈」について 1962/63. V, 236）と規定することになる。この規定では、経済理論史の段階区分として、資本制蓄積の経済理論としての『国富論』と対比されて、原始蓄積の一般理論として『原理』が特徴づけられた。そこでは『原理』が、ヒューム (David Hume) に倣って、近代社会の形成・展開過程を、独立生産者を経済主体とするモデルに基づいて農業から工業の分離する過程として描き、同時に両者間での商品交換に内在する市場の失敗を防止するために政府による市場への介入を通じて、「適当な等価物」としての有効需要の維持を貨幣・信用・財政政策として組織的・体系的に論じた理論体系と理解された。そして『原理』の貨幣的経済理論に基づく有効需要維持政策の体系性——とりわけ「流通の理論」の中核をなす、その独自のペーパー・マネー・マーカンティリズム——が高く評価される一方、『原理』が独立生産者を経済主体とするモデルを基礎として経済を分析しているために、「インダストリに基づく利潤」という認識の萌芽はあるものの、それが蓄積されて資本家が生成するという前望性を持ちえない点が指摘される。この意味で、『原理』は「原始蓄積の一般理論」なのであった。『原理』第2編16章での「利潤」と「賃金」との「合体」という表現が象徴するように、『原理』においては賃金と利潤との範疇上の区分が分明ではないのである。

小林は『著作集』第9巻を1979年に刊行していったん『著作集』を完結させるが、その後の研究成果を取り入れて『著作集』第10巻を『J. ステュアート新研究』と題して1988年に刊行する。小林は、「理論の体系的特質」としては『原理』を貨幣的経済理論として特徴づけ、「理論段階」つまり理論史の段階区分としては『原理』を『国富論』に先行する「原始蓄積の一般理論」として位置づけるという以前の立場を維持する（「ステュアート租税論の基礎的考察」1987. X, 375）。しかし同時に小林は、『原理』を「小商品生産の一般理論」（「最初の経済学体系」1988. X, 70）とも特徴づけるに至る。これは、原始蓄積期においては経済理論史が小商品生産の理論として成熟することを表現するものであった（「J. ステュアートのポリティカル・エコノミー」1988. XI, 205）。小林が与えた、『原理』の「小商品生産の一般理論」という新たな規定は経済理論史上のそれであるから、「小商品生産の一般理論」は「原始蓄積の一般理論」という規定の言い換え、もしくは「原始蓄積の一般理論」に含まれる重要な一つの特質に他ならない。

ところが他方で、「小商品生産の一般理論」という原始蓄積期に特有な経済理論史上の規定は、やはり経済理論史上の区分として「資本制蓄積の経済理論」と規定された『国富論』との接続という側面を、小林に強調させることになる。すなわち小林は、「消費者社会」の誕生や「プロト工業化」に関わる経済史研究の進展に依拠して、『原理』の「小商品生産の...理論的分析の体系は、...直接『国富論』に先行してその成立の広い地盤を用意して、資本の前史の経済学を成熟させて」いることを指摘する。小林は、18世紀イギリスの『原理』と『国富論』との時代に共通する特徴として、マルクスのいう独立生産者の強力的収奪の時代ではなくて、「イギリスの労働〔勤労〕者階級の黄金時代」を見ることによって、『原理』と『国富論』とは「生産者大衆の富裕化という観点で、いな認識で、一貫している」こと、こうして18世紀イギリスの経済学形成期の『原理』と『国富論』という二つの体系が「いわば富裕の経済学として成立した」ことを指摘する。つまり、経済学形成期の本道が、干渉対自由という対立、貨幣的分析の有無というちがいを超えて、生産者大衆の富裕化を地盤としていることが主張され、『原理』と『国富論』との「体系の接続」が強調される（「最初の経済学体系」X, 70 74. 強調は小林。以下引用文中の強調はすべて原著者）。この意味で、『原理』は『国富論』と並び、またそれに先行する「最初の経済学体系」なのである（「ステュアート『経済の原理』の成立事情」1984. X, 170）。そして、「富裕の経済学」としての『国富論』の一面は、後に見るように、資本主義分析の学としての『国富論』に原始蓄積過程としての資本・賃労働関係の形成に関する認識の点で重大な不備をもたらすことになる。

経済理論史上の段階区分として、小林が『原理』に対する「原始蓄積の一般理論」という規定を「小商品生産の一般理論」と言い換えたことは、「小商品生産の一般理論」が生産者大衆の「富裕の経済学」という側面を持つことを通じて『原理』と『国富論』との接続という一面を小林に改めて認識させ、こうして、経済理論史上「資本制蓄積の経済理論」と規定される『国富論』における原始蓄積過程の認識の不備（＝資本・賃労働関係成立の認識上の不備、また固有の重商主義の歴史的意義の無理解）を指摘することにつながる。この意味で、「小商品生産の一般理論」という『原理』の規定は、以前の小林の『原理』ならびに『国富論』理解と矛盾しない。むしろ「小商品生産の一般理論」がもつ生産者大衆の「富裕の経済学」という一面が、後に見るように、『原理』の理解を豊富化するとともに、さらに「資本制蓄積の経済理論」としての『国富論』がその体系に一貫して内包する「富裕の経済学」のさまざまな側面を——例えば第1編4章での「商業的社会」の位置づけ、第2編での不生産的労働者への対応、第2編5章での資本投下の自然的順序論の問題性、第3編での歴史理解の不備、第4編での重商主義批判の問題点、そして第5編での財政論の特質など——、いっそう整合的に理解させるようになった。この点は、小林の『国富論』研究に関連して、後に言及したい。

『原理』と『国富論』とが富裕の経済学として成立した歴史的背景について、小林は特に以下の二点を指摘している。第一に、事実としては、イギリスにおいてのみ農業が資本主義化を

全うしたのであり、現代に至るまで世界の農業は農民の自営が中心であること。この意味で、大陸ヨーロッパの現実を踏まえて形成され、イギリスにおける農業革命以前の認識にとどまった『原理』(『原理』における人口と農業生産力) 1960. V, 140) も、また、ヨーマンリの両極分解という視点そのものをもたず、むしろヨーマンリの分解の阻止を主張する一面を持ち、農業革命の結果としての大規模資本制農場の意義を強調しなかった『国富論』(『国富論体系の成立』 1973. I, 262; 『国富論』におけるアメリカ) 1976. II, 291; 『アダム・スミスにおける賃金』 1957. II, 153 54, 203 04) も、ともにこうした認識の枠組みのなかにいること。第二に、原始蓄積時代における生産手段の奪奪は、産業革命によるそれに比してはるかに緩慢であったこと(『先行的蓄積と原始的蓄積』 1988. X, 392), 以上が認識されなければならない。

さらに『著作集』完結後には、ステュアートと重商主義との区別が強調される(『最初の経済学体系』 1994)。ここでは、ステュアートと重商主義的世界との距離が以下のように指摘される。すなわち第一に、『原理』は、貿易差額の重視に対する批判、ないしはその批判を支える理論を有すること。さらに第二に、『原理』は一般的要請としては保護貿易を主張していないこと——『原理』は「一般ないし特定の産業資本のためにその国内市場の保護を求めたわけではない」⁷⁾(『経済学の形成時代』を『著作集』Iに収めるにあつての補正の文章, 67), また『原理』が保護主義と呼ぶ主張をしているのは主として初期貿易段階に限られるし、しかもその立言はフランスの事例にも結び付けられる(『原始蓄積のなかの保護主義』 1985. XI, 286 87)——。そして第三に、『原理』は重商主義という枠では収まらない「健全な経済的常識」を有すること——『原理』第2編26章の耐久性を基準とする諸財間の序列の設定は、「交換価値分析という手法の外に保たれた経済学者の良識を示すもの」(『最初の経済学体系』 X, 31)と理解される——。

『原理』を「小商品生産の一般理論」と規定するに至った小林は、さらに進んで『最初の経済学体系』としての『原理』のもつ歴史主義としての特質を強調する。モンテスキュー(S. L. de S. Montesquieu)『法の精神』(*De l'esprit des Loix*, 1748)に対する批判者としての『原理』は、「極めて深刻に自覚された歴史主義的方法にもとづく緊密な体系」であった。ここで小林は、以前には(とりわけ『国富論体系の成立』 I), 農工分離という歴史過程が理論体系に乗り移る構成を持つとして『原理』の体系をスミスに比して否定的に評価していた点を、「最初の経済学体系」としてのその独自性を表すものとして評価するに至る。すなわち、「理論の展開が歴史の展開と二重写し」になる『原理』の体系の歴史主義としての特質は、明確な方法意識と強い体系化の意思のもとに、一方では近代社会の歴史過程を *spirit of industry* を目

7) 『原理』は、後に見るリストの、後発国ドイツ産業資本のための保護主義を主張した『経済学の国民的体系』——小林はそれを「後進国のための原始蓄積政策の再編成」、「原始蓄積の特殊(ドイツ的)理論」(『ステュアート、スミス、リスト』 V, 477; 『原理』の国籍について) 1968. V, 417)と呼んだ——とはあくまで性格を異にするものであった。

指す普遍史として捉えながらも、他方ではそうした歴史が各国の *sprit of a nation* という相対主義と類型論的状况のなかで展開するというように、規則性と状況との緊張関係のなかで近代史を把握した点に求められる。

しかも『原理』は、この歴史把握を「経験と推論との両立」という形をとって全編にわたって演繹的に展開した⁸⁾。小林によれば、ここにこそ、『原理』の歴史主義的特質が見出されるべきなのであった。別言すれば、「経済法則の探求」が「歴史把握と支え合」うという構造をもって『原理』という著作全体が貫かれていることが、『原理』における歴史主義の肝要な点であった。『原理』の体系は、冷徹な「世界市民」の眼による「推論の連鎖」に基づいて、「国内政治に関わる錯綜した利害関係を諸原理に還元し、それを整然とした科学に構成する試み」(A. Skinner with N. Kobayashi and H. Mizuta ed., *An Inquiry into the Principles of Political Oeconomy by Sir James Steuart*, 1998, Vol. I, 3. 小林監訳・竹本洋他訳『経済の原理』, 名古屋大学出版会, 1998, I, vii) として貫徹されているのである(「ステュアートと経済学における歴史主義」1983. X, 140, 159; 「ステュアートと重商主義」1994. 『最初の経済学体系』, 95; 「ステュアート『原理』の方法について」1994. 『最初の経済学体系』, 155 56, 163)。

以上の小林の、『原理』理解の変化の過程は、小林がマルクスのステュアート評価に真摯に導かれながらも、自らが『原理』の読解を深め、特に流通の理論に着目して自ずとマルクスの評価から離れるなかで、また特に建国期アメリカのハミルトン体制を代表とする諸外国、さらにはイギリスでの『原理』の継承のされ方を文獻的に克明に検証するなかで、生まれたものであった(「ステュアート信用論の構造」1986. X; 「原始蓄積のなかの保護主義」XI)。小林は、ハミルトン(Alexander Hamilton)体制のアメリカにおいては公信用制度の確立こそが重視され、『原理』の保護主義よりも貨幣信用理論が重視されて導入されたことに注目した。それは、マルクスのいう古典派経済学との抽象的対立という理解を超えた、『原理』の貨幣的経済理論の存在意義をいわば歴史的に浮き上がらせた、というべき認識であった。

以上に基づいて、小林はステュアートを改めて「ポリティカル・エコノミーの最初の樹立者」と規定するに至る。この意味で晩年の小林においては、『原理』は、重商主義の世界からは距離を置きつつ『国富論』の世界に「膚接する」「最初の経済学体系」なのであった(「ステュアートと重商主義」, 『最初の経済学体系』92 95, 102, 108, 119 20)。「最初の」「経済学体系」という言葉はマルクスのものであるが、晩年の小林のいう「最初の経済学体系」の中身は明らかにマルクスを超えている。それは、18世紀イギリスにおける経済学の形成が、理論史上の段階区分を超えて、また『原理』と『国富論』との体系的特質の違いを超えて、「富裕の経済学」として成立したという認識に基づく、『原理』の新たな理解であった。

『原理』はあくまで原始蓄積の一般理論にとどまった。小林が『原理』と『国富論』との連

8) 『原理』は「ヨーロッパ経済の近代化のプロセスを徹底的に理論化しようという企てだった」(「ステュアートのヨーロッパ」1993. 『最初の経済学体系』, 73)。

接を主張したとしても、経済理論史上の両者の段階的差異についての理解には変化はない。この点は誤解されてはならない⁹⁾。同時に原始蓄積の一般理論としての『原理』は、「小商品生産の一般理論」という新たな規定を与えられるとともに、その貨幣的分析の体系的性と歴史主義的特質とが強調されて、18世紀イギリスにおける「最初の経済学体系」となりえたのであった¹⁰⁾。小林は、「資本主義のではないが近代的小商品生産全般の真の体系的分析の体系」である『原理』は——『原理』の副題である the science of domestic policy in free nations という言葉を念頭に置いて——、「科学的経済学」を（『国富論』の出版された1776年ではなくて『原理』の出版年である）1767年に創始した、と述べた（『20世紀のステュアート』1989. XI, 347）。

(2) ジョサイア・タッカー

小林のタッカー研究は「重商主義の解体 ジョサイア・タッカーと産業革命」（1954. IV）に集約されている¹¹⁾。半世紀以上前の研究であるが、今なおタッカー研究の最前線に立つ内容である。小林は日本国内の各図書館（おもに一橋大学、東北大学）に所蔵されていたタッカーの著作の読破を通じて、当時の標準的研究であった W. E. Clark, *Josiah Tucker Economist: A Study in the History of Economics*, 1903と R. L. Schuyler, *Josiah Tucker: A Selection from His Economic and Political Writings*, 1931を一気に超える、さらにポーコック (J. G. A. Pocock) やホント (I. Hont) の研究を加えても今なおそれらを超えるタッカー論を生み出した¹²⁾。ちなみにスカイラーはタッカーの著作として44点をあげているが、小林は21点の著作を縦横に利用してタッカーの経済論の変化を跡付けた。小林は、タッカーの経済論が前期における開明的な重商主義の立場から、産業革命の認識に基づく自由貿易の主張へと後期において変化したことを示すとともに、この経済的立場の変化が彼の一貫した政治的保守主義とい

9) 『原理』が…樹立した、生産者大衆の「利潤」創出の理論は、アダム・スミスのいう先行的蓄積の理論の前提となるべきものであり、理論段階としては——理論の体系的特質としてではない——『国富論』のわずかに半歩前に位置するものであった（『ステュアート租税論の基礎的考察』XI, 375）。小林は、『原理』と『国富論』の理論段階のちがいを無視して、ステュアートをスコットランド啓蒙のなかに位置づけたうえで、『原理』と『国富論』を直接に、また単純に連接させるスキナー (Andrew Skinner) の研究をこう批判した。すなわち、スキナーの「理解を以てしては、この二つの古典がひとつの尾根の両斜面を成すという事実を知ることができず、この尾根を登りつめてその向うに新しい理論的世界を展開しえた『国富論』の学史的意義は決して明確にはならないであろう。それは『国富論』の意義を不当に矮小化することに終わらざるをえない」（『総説』1977. V, 63）。

10) 小林によれば、日本でのステュアートについての新しい研究の進展は、「最後の重商主義者とされたステュアート像を、最初の経済学体系の創設者ステュアートの像に変えつつある」（『国富論』の学史的位置の相対化）2000. 『経済学史春秋』未来社、2001, 202）。

11) 煩雑を避けるために、小林のタッカー研究に関する出典については、その該当ページの表記は省略する。

12) こうした評価については、坂本達哉「小林昇における学史と思想史の「試行錯誤的往反」の可能性をめぐって」（服部・竹本編『回想 小林昇』所収）を参照。

かに整合的に両立しえたのかを描き出した。小林のタッカー研究の意図は、産業革命がもたらす高い生産力を前提にする経済的自由主義が当時の政治的ラディカリズムに対する批判と、そしてアメリカ植民地放棄論と結合しえた時代背景を浮き彫りにし、ひいては同時代人スミスの経済的自由主義をもってそこに政治的革新性を見ようとする立場を批判することにあった。小林のタッカー研究は、その後の自由貿易帝国主義 (free trade imperialism) 論の内容を先取りするものであるとともに¹³⁾、第二次大戦後の日本において当時広まっていた、経済成長と政治革新とを直接に接続しようとする立場の人々を批判したのである。小林のタッカー論の構成は以下のように整理できる。

(1) 前期のタッカーにおいては *British Merchant* に示された保護主義的重商主義の立場が継承されている。もちろん、こうした「固有の重商主義」の立場は同時に前期的・特権的独占を批判するものであった。タッカーは国内的には中世以来の特権都市とギルド諸団体とを、さらに対外的には東インド会社をはじめとする前期的独占を厳しく批判した——すなわち重商主義による国内市場の保護は、自由な国内市場の保護であり、国民的産業資本の保護であった(『国富論』における歴史批判) 1973, II, 215)——。彼の言葉を借りれば、イギリスの現状は「政治体制において克ちえた名誉革命を、経済体制においてはまだ手に入れていない」(*The Element of Commerce and Theory of Taxes*, privately printed in 1755, in *The Collected Works of Josiah Tucker*, 6 Vols., Thoemmes Press, 1993, Vol. III, 135) のであった。しかもタッカーは、生産者大衆の労働こそが富の源泉であることを明言し——ただし、彼はここから出発してスミスのように経済学の体系を構築することはなかったが——、さらに国内市場の意義を重視して、そこでの生産者相互の消費こそが国内市場の基本をなすことを認識したから、ステュアートにおいては重要な課題であった有効需要の確保はタッカーにとっては主要な問題としては意識されなかった。そして、こうした立場からは当然に、貿易差額説からの離脱と労働の差額の重視とが生まれることになる。

ではこうした前期タッカーの主張がなにゆえに開明的な重商主義の立場に、また保護主義的重商主義の継承者の立場にとどまるのか。小林によれば、それは、この期のタッカーにあっては低賃金の経済論が鮮明に存在していることに求められる。タッカーは高賃金の不利に対処するために労働者に対しては服従を要請し、また彼らの奢侈を批判した。これは明らかに、ウィリアム・テンブル (William Temple) の主張に典型的に表れる重商主義に特徴的な立論である。さらにタッカーは、経済的利己心の意義を認識しながらも、その無制限な開放はかえって

13) B. セムメル (Bernard Semmel) は、*The Rise of Free Trade Imperialism*, Cambridge University Press, 1970で、自由貿易帝国主義の展開において、タッカーに重要な位置を与えることになった。「より自由な貿易がイギリスの産業覇権の永続化を促進するという見解は、18世紀中葉の論争のなかで、ジョサイア・タッカーによってその原型が示されていた。…タッカーは、自由貿易がイギリスの国民的利益であることを確信するようになった」(*Ibid.*, 9)。

独占という結果を生むという理由で、その統制 (control) の必要を主張した。それを示す彼の言葉が以下である。「永続的かつ拡張的な国民経済は、自愛心という情熱を慎重にその正しい目的に導き——そしてこの目的に限局し——その上で可能な限りの助力と奨励とをこれに与える以外には、かちえられない」(Tucker, *Element of Commerce, Works* III, 61)。すなわち、ここでは個々人の自由は国家の政策における保護と結合されている。これは、経済の領域において法則よりも政策を上位に置く立場であり、スミスの世界とは一線を画すものであった。また前期のタッカーにおいては、穀物法と航海条例への批判が見られないことを、小林は指摘している。

(2) 後期のタッカーでは、ヒュームの機械的数量説に基づく貧国と富国の交代論——すなわち、富国の貿易差額のプラス 貴金属流入 物価上昇 生産力的優位の喪失——に対する批判が注目される。小林は、*Four Tracts together with Two Sermons*, 1774の中の、スカイラーがその収録を省略した第一論説におけるヒュームの機械的数量説批判の重要性を指摘する。そこではタッカーは、貴金属流入の二つの道を区別し、スペインのように国民の怠惰を伴うその場合とちがって、イギリスのように大衆の勤労による貴金属流入の場合には、流入した貨幣は生産資本に転化し、「労働を短縮する機械」による生産力上昇を通じて他国に対する相対的高賃金を十二分に相殺し、低価格での生産が可能であることを強調した。イギリス重商主義は、当時もっとも発達した初期資本主義のゆえに、高賃金という競争力上の不利が大きな問題であったが、これに応えたのがタッカーの、特にバーミンガムの金属工業を中心とする生産手段生産部門に即した産業資本の新段階についての現状認識なのであった。こうしてタッカーは低賃金の経済論から訣別するとともに、新しい段階の自由貿易論の提唱が可能となった。

それは以下のように表現される。すなわち、先進国の資本の優越と長期信用の結果として、「世界の貿易はその大きい部分がイギリスの資本によって営まれるということになる。そしてこの優位が続く間は、イギリス国民が [その貿易上に] なんらかの重大な減少をこうむることは、常識的に見てありえない」(Tucker, *Series of Answers*, 1776, *Works* V, 31)。さらにタッカーはこうした認識に基づいて、独立の動きが急速に高まっていたアメリカの完全放棄をいち早く提唱しえた。アメリカの独立はイギリスにとって貿易上の損失をまねかず、むしろ独立 = 自由によって英米貿易は増加すること、アメリカにとっての最良の市場はイギリスであること、また、すでにイギリスはアメリカに対する経済的支配を確立しており、政治的支配を経済的支配に純化することは、イギリスにとっても不要な出費をなくすという意味で利益であることを強調したのである。

小林によれば、こうして後期のタッカーにあっては、産業革命の始動に伴う新しい生産力の生成という認識を前提にして、後の自由貿易帝国主義にみられるような、自由貿易による先進国の優位の継続、自由貿易による純経済的支配の継続が主張された。別言すれば、保護主義の達成とその自己解消とによって、自由貿易論が、つまりスミスの理論が成立し受容される地盤

が生まれえたのである（「アダム・スミスと重商主義」II, 434）。なお、航海条例と穀物法に対する批判は後期に至って表れることになった。

（3）小林のタッカー研究は、（1）（2）でみた経済論の変化（＝経済的自由主義の展開）が、名誉革命体制の擁護者であり古いウォルポールの政治理念の保持者であったタッカーの、アメリカ独立をも含む政治的ラディカリズムの高揚に対する批判といかに整合的であったのかを明らかにすることで閉じられる。（2）で知られるように、タッカーのアメリカ放棄論は決して植民地解放論ではなかった。「つづめていえば、君が植民地である限り、君は母国に従属しなくてはならない」（Tucker, *Four Tracts, together with Two Sermons*, 1774, *Works* II, 127）というのが、彼の一貫した立場の表明であった。

タッカーは、植民地における共和主義とジョン・ロック（John Locke）の思想の広まりを憂慮し、こうしたアメリカの事態を生むにあたって力を貸したエドモンド・バーク（Edmund Burke）らロッキンガム・ウィッグ（Rockingham Whigs）と、さらにその独立運動の理念を支えたロックの社会契約説を批判する。タッカーの *A Treatise concerning Civil Government*, 1781は、ロック『政府論』（*Two Treatises of Government*, 1689）の社会契約説を原理的に批判するものである。タッカーは社会契約説の批判として、社会の形成に向かう人間本来の欲求の存在を強調する。すなわち前期の著作にみられる、「人類は社会的ならびに愛他的本能の影響のもとで、飢えからの欲望を鎮めるために食物を求めると同じように、かかる社会的本能を満たすためにおのずから社会を求める」（Tucker, *Elements of Commerce*, *Works* III, 57）というのが、タッカーの変わらぬ信念であった。こうしてタッカーによれば、人は政府を選択する不可譲の権利を持たないし、社会契約による政府の選択という主張は、良心・信教の自由と政治的自由を混同するものである。そしてタッカーが社会契約の理念に代わって持ち出すものが、「準契約」の思想であった。

ここでは、個人と政府との間の関係は契約方式の合理性・完璧性という基準ではなくて、その政府のもとでの全体の福利という事実の認定という立場から論じられるべきものであった。小林は、全体の福利の強調の点でタッカーとヒュームの政治思想の相似性を指摘している。こうしたタッカーは、アメリカ独立運動がイギリスでの急進主義の拡大——議会改革運動、さらには1780年のゴードン・ライオット（Gorden Riot）——とフランス革命への動きとに連動していることを見てとり、アメリカの放棄によって世界的規模での政治的急進主義のイギリスへの拡張を防止することを考えた。いわば、アメリカの独立を認めることによって、急進主義が批判した、イギリスの政治＝支配機構の保全と制限選挙制度の維持とを図ろうとしたのである。

（4）小林によれば、こうしてみるとタッカーに表れた産業資本の新段階としての経済的自由主義と政治的保守主義との結合は、主に生産力の向上という経済的基盤を通じて、スミスが唱えた「消費者の利益」の実現を、かなりの程度まで妥協的に受け入れうる余地を持つものであった。そしてこの余地こそがタッカーに、ラディカリズムに対抗する手段としては、国家権力

による露わな圧迫ではなくて経済的利益の投与を選ぶことを可能とさせた。別言すれば、経済的利益の分与を通じてラディカリズムの現体制への政治的順化が求められたのである。

ここにこそタッカーの新しい生産力的立場——それは1786年のイーデン条約につながり、ひいてはマンチェスター自由貿易主義の基盤を作り上げた——の本質がある。小林は以上のタッカー論を通じて、同時代人スミスの経済的自由主義の裏面にある政治的役割について、以下のように論じている。すなわち、タッカーにあってはその経済的自由主義がその政治的保守主義に援護されるという関係を指摘しうるが、スミスにあってはその政治上の保守主義から経済的自由主義が展開し、経済的自由主義が前面に出ることによってその政治的保守主義が包み隠される結果、スミスの全体系にラディカルな基調を付与されることになった、と。

しかし『国富論』では、そこに示された人道主義と勤労者の擁護の立場は、究極においてそれを保証すべき政治的プログラムを与えられていない、というのが小林の判断である。この意味で、人間の「不可譲の権利」が争われていた時代に、『国富論』がその全体系を持って付与した「消費者の利益」という観念は、大衆の共和主義のエネルギーに対して、行動の目標を政治から経済に転換させるという役割を、結果的には持つことになった。そして『国富論』はその「消費者の利益」という理想と人道主義とを基調に持って、後には諸外国に対して自由貿易の普遍的利益を説く学説として輸出された。後にリストがドイツ・マンチェスター主義と関わなければならなかったように、輸出されたスミスはドイツの前期的資本と結合したのである。

3. 『国富論』研究

(1) 『国富論』の経済理論史上の意義

小林の『国富論』研究の代表作は『国富論体系の成立』(1973. I)であった。ここで小林は、経済理論史上の規定として、「原始蓄積の最終的理論体系としての」ステュアート『原理』との対比の形をとって、「資本制蓄積の理論体系としての」『国富論』の経済学史上の位置を確定した(『国富論体系の成立』I, 158)。すでに見たように小林は、経済理論の段階としては『国富論』の前に『原理』を置き、スミスによる資本制蓄積の経済分析が原始蓄積期の経済学に特徴的な独立生産者をモデルにするステュアートのそれをいかに乗り越え、なにを新たに打ち立てたのか、そして両者の経済理論の特質としていかなるちがいが生まれたのかを明らかにした。この際小林は、自らのイギリス重商主義研究をふまえて、『国富論』が経済理論史上で新たに打ち立てた功績を明らかにすると同時に、重商主義理解の欠陥に伴う『国富論』の体系上の不備と歴史認識の上での問題点を析出している。

小林は、経済理論史のうえで、『国富論』が理論の原始蓄積段階を超えて、資本家・賃金労働者そして地主という三大階級から構成される、資本主義社会を学史上初めて分析の対象としたことを高く評価する。すなわち、『国富論』が、賃金労働者が受け取る賃金と資本家が受け

取る利潤とは全く異なった所得範疇であることを明示したこと、さらに資本主義経済の分析を商品の交換価値 = 「価格という、共通の貨幣的・量的表現」をもつ抽象的対象の分析を通じて——しかも交換価値論から主観価値説を退け、土地 = 富の観念を排除したうえで——正面の課題として行ったことを、小林は理論史上の最大の功績として評価した。すなわち、こうした功績によって、『国富論』は「資本主義分析の学としての経済学の体系」を成立させたのである（『国富論体系の成立』I, 217）。

この功績によって、『国富論』はヒューム、ステュアートの農工分離モデルからの脱却が可能になり、農工分離のプロセスをステュアートのように直接に理論化する——理論と歴史の直接的結合——のではなくて、このプロセスを歴史編である第3編にゆだねることが可能となった。小林が特に注目するのは、『国富論』第1編4章の冒頭におかれた「商業的社会」という概念である。この概念は、第1～3章の分業論と第5～7章の商品の価値・価格分析とを接続する位置に置かれており、「商業的社会」とは「分業がくまなく確立され、各生産者の自給部分が極小になり、あらゆる人は「なにほどこか商人となる」社会と規定されている。この社会は自給部分が極小となるという意味で、独立生産者のみで形成される商品生産が満面開花した——農業・工業の分業の区別のない——社会であり、独立生産者をモデルとするヒューム、ステュアートの農工分離過程の極北として位置づけられる概念である。そしてスミスは続いて、商品の交換価値分析を通じる資本主義経済の機構と運行法則の分析に進んだわけであるから、この「商業的社会」という概念は資本主義分析のための入り口として、スミスが自覚的に置いたものであった。この手続きによってスミスは原始蓄積期の経済学からの脱却を図り、そのうえで資本主義の経済理論をうちたてようとしたのである。この意味で、ステュアート『原理』の到達点はスミス『国富論』の出発点であった（『国富論体系の成立』I, 178）。

しかも小林によれば、スミスは商品の価値の規定において、資本の蓄積と土地の占有に先立つ社会という場を想定していったんは打ち立てた労働価値説を、資本主義社会においては放棄して生産費説、また需給価値説に旋回したが、この労働価値説の放棄という手続きは利潤の存在を説明し資本主義という分析の場を守るために行われたというべきであった。ペティ (William Petty)、ロック以降の労働価値説の主張においては、それぞれの特殊論点についてそれが主張されているに過ぎず、それを自らの体系の基礎において理論体系を展開するという意識は皆無であった。このことに留意するならば、『国富論』の「序論と本書の構成」の冒頭にある、国民の年々の労働こそ国富の源泉という言葉と整合する労働価値説が、資本主義経済分析という体系上の基礎におかれたことは、『国富論』の経済理論史上の功績として評価すべき点であった¹⁴⁾（『国富論体系の成立』I, 163, 191, 209, 213-14）。さらに小林は、第1編7章の自然価格論は短期ならびに長期均衡価格論への道を開くことで、商品の価格変動の分析を通じて第8章以

14) 「『国富論』の学史的位を決定しているものは、労働価値説の存在自体ではなく、むしろ、そこで労働価値説にあてられた体系的位である」（『国富論』における人間像について」1973. II, 306）。

下の三大階級への所得分配の変動（＝賃金論，利潤論，地代論）を明らかにするための手続きの確定という意味を持つと評価した。

（２）『国富論』における賃金

だがこうした理論的功績の裏面にある，重商主義理解の不備に起因する『国富論』の問題点の指摘を小林は忘れない。それは以下の諸点であった。第一に，『国富論』の自然価格論では，商品生産に内在する過剰供給＝有効需要の欠如というステュアートが問題にした貨幣的分析という視点は無視され，結局『国富論』は長期的な実物分析の体系を樹立したにとどまること（『国富論体系の成立』I, 242-43）。

さらにこの結果，第二に，第1編8章賃金論にみられる特徴として，社会の圧倒的大部分をなす下層階級の生活状態の改善＝賃金上昇は社会にとって有益であり「公正である」という，スミスの「人道主義」的見地の存在にもかかわらず，つまり高賃金容認論にもかかわらず，高賃金が有効需要増加となって再生産＝経済循環の上に促進的効果を持つ点を指摘していないこと，つまり，消費者としての労働者という資格の無視——この点では，『プリティシュ・マーチャント』やデフォウ（Daniel Defoe）以来の「生産者＝消費者」としての労働者把握からの断絶——が存在すること。『国富論』では，資本家の節約即投資が想定されており，利潤からの節約は直ちに資本に（しかも，産業革命以降とはちがってこの期の資本の有機的構成は必ずしも高くなく）転化すると考えられる限り，有効需要の増加という観点から高賃金を求める必要はなかったのである（『アダム・スミスにおける賃金』II, 87-88, 127, 142, 174-75）。

さらに第三に，小林は『国富論』の賃金論との関連で，当時の貴族・大地主に多数雇用されていた不生産的労働者としての奴婢に関して，以下の指摘をおこなう。なお最初の国勢調査がなされた19世紀初めには，奴婢は総人口の約9%を占めた。『国富論』はその第2編3章で不生産的労働者の賃金に対して「怠惰な人間の賃金」と厳しい言葉を浴びせている。これは，本来ならば生産的労働者として雇用されて資本制生産の拡大に資するべきであるにもかかわらず，彼らの存在によってそれが妨げられていることを指摘するものである。こうして『国富論』は，奴婢の存在を支える地主貴族の習俗の変更を，そしてそれを通じて不生産的消費から生産的消費への変更を求めたのであった（『アダム・スミスにおける賃金』II, 156-57）。

すなわち『国富論』が言うように，「すべての浪費者の行為は，勤勉な者のパンで怠惰な者を養うことになる」（R. H. Campbell and A. S. Skinner ed., Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Clarendon Press, 1976, 339. 以後，*Wealth of Nations* と表記する。大河内一男監訳『国富論』第一分冊，中央公論社，1976年，530-31）のであった。だがこうした不生産的労働者の生産的労働者への転換を唱えるスミスの主張で小林が注目したのは，生産的にせよ不生産的にせよ賃金労働者としての無産者の創出について『国富論』では全く言及されていないことであった。

それは第2編の序論の以下の議論からも明らかである。すなわち、そこでは、社会的分業が広まった社会で織布工が自分の特殊な仕事に専念できるのは、彼の織物の完成・売却によって自分のさまざまな欲望を満たすに足る所得を得るまでの間、必要な食料・材料・道具が「彼自身の所有であれ他人の所有であれ、ともかくどこかにあらかじめ貯えられている場合に限られる」、つまり、この「蓄積は明らかに織布工が、長期間にわたってこの特殊な仕事に専念するに先だつて (be previous to) 行われていなければならない」(*Wealth of Nations*, 276 77. 訳第一分冊, 420) とされている。ここで、「他人の所有」の場合は、織布工は資本家に雇用されることになり、資本蓄積のプロセスは、「先行的蓄積 (previous accumulation)」資本 資本制生産 = 生産的労働の雇用 利潤 資本制蓄積として定式化されることになる。ここで「先行的蓄積」を行う主体は独立生産者と想定されるが、このプロセスにおける最大の特徴は、その「先行的蓄積」が資本制蓄積に転換するに当たって不可欠な、原始蓄積 = 賃金労働者階級の創出という一環を欠くことにある（『国富論体系の成立』I, p. 251）。この点は、第1編6章で資本家が登場する場合にも同じことが言える。すなわち「資本が特定の人々に蓄積されるようになるやいなや、彼らのうちのある者は、当然それを用いて、勤勉な人々を仕事に就かせるであろう」（*Wealth of Nations*, 65. 訳第一分冊, 82）。ここでも雇用される労働者の存在は当然視されている。この論点においても、スミスの原始蓄積に対する無関心は明らかであった¹⁵⁾。

『国富論』の原始蓄積に対する理解の不備こそ、経済理論史上は資本制蓄積の理論体系と規定された『国富論』に、原始蓄積の一般理論と規定されたステュアート『原理』と共通する、「富裕の経済学」（「小商品生産の一般理論」）という一面を付与するものであった。この点を小林は以下のように指摘していた。すなわち第一に、『国富論』第1編8章では、所得範疇として利潤と区別された賃金が論じられるが、この場合スミスは賃金を「労働一般の報酬ないし稼得」として取り扱っていること¹⁶⁾。第二に、『国富論』が現実を描く賃金の取得者は、近代プロレタリアートだけではなく、さまざまな下層の勤労者を含むとともに、その上層では独立生産者と接していること。さらに第三に、これと対応して、利潤の取得者も、とくに産業資本家の場合に、つねにその一端を独立生産者に接していること¹⁷⁾。こうして第四に、資本制蓄積の理論体系としての『国富論』は、利潤と賃金を範疇的に区別したが、それに対応する利潤と賃金の取得者を「資本家および賃金労働者として階級的に明白に把握するということをせず、この両階級の各々に多様な名称をあたえるとともに、中間に独立生産者を置いてこの両階級を

15) 「したがって、『国富論』は『原理』の到達しえたところを自らの体系の発端部に接木するにあたって、一種の不手際を残したというべきである」（『ステュアート租税論の基礎的考察』XI, 378）。

16) 「だから正しくいえば、スミスは賃金範疇と利潤範疇を区別したというより、諸所得のなかから利潤範疇を独立させたとすべきである」（『国富論』における人間像について』II, 313）。

17) 「『国富論』における産業資本家は、先行的蓄積を行う「独立の職人」の成長したものとして捉えられ、いわばその前身が独立生産者なのであるから、つねに商業的社会における独立生産者としての性格を失わない」（『国富論』における人間像について』II, 320）。

流動的に接続させることによって、原始蓄積の末期の階級的混沌の状態をそこに反映させた」(『国富論』における人間像について II, 313 16)。

これは資本制蓄積の理論体系としての『国富論』の限界であると同時に、ステュアート『原理』との共通する基盤でもあった¹⁸⁾。

(3) 『国富論』における歴史と理論

こうしたスミスと原始蓄積との関係こそ、農工分離(という形をとった原始蓄積)過程を歴史の対象とした『国富論』第3編の内容に重要な影を落とすことになる。小林の第3編の分析は、彼の『国富論』研究のなかでも最も精彩ある部分である。

第3編は、理論編の最後におかれた第2編5章の資本投下の自然的順序論での立論に基づいて、ローマ帝国没落後のヨーロッパの歴史を整理している。資本投下の自然的順序論は資本主義社会を前提としてその理論が構成されている。それは、資本の投下部面としては農業 工業 商業(国内商業 外国貿易)の順で、資本家にとってもまた国全体にとっても利益が大から小になることを(つまり投資効率の順序として)、主として、各投下部面における一定額の資本が雇用する生産的労働の量と卸売商業内部における回収される資本の国籍とに基づいて立証しようとするものである。しかしそれは、その立証においては理論的には大きな欠陥と証明不能な想定を含む立論であった。

第3編のヨーロッパの歴史は、商品生産の展開(農工分離過程)の構造を農業 工業 商業という投下資本部面の生成の順序として把握し直すことを通じて、近代産業の成立史として描がかれている(『国富論体系の成立』I, 278 79)。小林によれば、第3編の構成は以下のように整理できる。ローマ帝国没落から絶対王政成立までは、資本投下の「不自然で逆行的順序」が支配し、ルッカ、ヴェネチア、リヨン、スピタルフィールドズといった中世都市に立地する「外国貿易の子孫」(*Wealth of Nations*, 407. 訳第二分冊, 46)としての工業が成立した。こうした中世都市の興隆は、それまで無秩序と圧政のもとにあった農村に対して「秩序と自由」を導入し、「農業の発達と改良」をもたらした。具体的には、貨幣経済の進展に伴って、隷属的農民が解放され、とくにイギリスでは長期借地権が保障されて「本来の農業者」であるヨーマンリが成立した。絶対王政の成立から産業革命の開始までは資本投下の自然的順序が展開し、

18) 「始動しつつあった産業革命を独立生産者たちの没落という局面で捉えず、かえってその広範な上昇という局面で捉え、それゆえに市民的生産力の解放に社会的調和の完成を託したスミスとその『国富論』...」(『国富論』における人間像について II, 335)。小林は、原始蓄積の一般理論である『原理』と資本制蓄積の経済理論である『国富論』との両者を、「継承と並立と対抗との関係において、そこにポリティカル・エコノミーの起源」を探ろうとした。そこでは、「経済学というような、時務的・実践的目的と高度な抽象性とをしばしば強引に結合させている学問を育ててきた、西欧文明に対する一種の批評として、この学問の起源を解明する」という目的があった、と回顧している(『わたくしの経済学史研究』1990. 『経済学史春秋』, 159)。

イギリスではリーズ、ハリファックス、シェフィールド、バーミンガム、ウルヴァハンプトンといった毛織物工業、金属・製鉄工業の中心地で「農業の子孫」としての工業が「自然に、そしていわば自力で」(*Wealth of Nations*, 409. 訳第二分冊, 49) 成長し、現在では輸出工業となっている。

小林によれば、以上の歴史叙述においては、のヨーマンリの成立との近代工業の農村的起源の認識とが直接に結び付けられていない点が、つまりヨーマンリの両極分解が近代資本主義社会を成立させたという認識がない点が、スミスの原始蓄積に対する理解の欠陥を象徴的に表わしている(『国富論体系の成立』I, 242-43)。すなわち、スミスにあっては、市民革命=名誉革命の歴史的意義についての積極的評価は極めて乏しい。唯一の例外として、各人に自分の労働の果実の享受を保障する法律は名誉革命によって完全なものになったという指摘があるが、同時にそこでは「これ [= 労働の果実の享受の保障] さえあれば、他にいくつもの商業上の不条理な規制があったところで、どんな国でも繁栄に導くには十分である」(*Wealth of Nations*, 540. 訳第二分冊, 260) と書かれて、固有の重商主義の政策の意義は否定されている。

これと対照的に、絶対王政の成立については、スミスはそれをローマ帝国没落後のヨーロッパの歴史における最大の画期と見ており、「社会の幸福にとっての最大の重要性を持つ一変革」と評価したのである(*Wealth of Nations*, 422. 訳第二分冊, 64)。こうしてスミスにあっては、絶対王政の成立に伴う政治的自由の保障さえあれば市民革命の体制が行った重商主義という経済的干渉にもかかわらず、それを押しのけて経済的繁栄が実現した、と理解される。すなわち、「ヨーマンリにとってこれほど有利な法律や慣習は、イギリスの現在の富強に、その誇りとする商業上の諸規制の全部 [= 重商主義] を合わせたよりもいっそう多く貢献している」(*Wealth of Nations*, 392. 訳第二分冊, 26) というのがスミスの基本認識である。

ここから小林は、『国富論』に含まれる重要な歴史認識の不備を指摘する。以上の結果、スミスにおいては、市民革命を経たイギリスと大革命前のフランスを含むヨーロッパ諸国との間の政治・社会体制の相違が、単に市民的自由の発現の程度の差と理解されるにいたる。すなわち絶対王政が本質的には、資本投下の自然的順序の実現 = ヨーマンリの両極分解を防ぎ止めようとしたこと、重商主義の政策こそが「農業の子孫」としての工業の発展を促進したことが無視されるのである(『国富論』における歴史批判 II, 184, 199, 202, 213)。

さらに小林は、資本主義分析としての経済理論(特に第2編5章)と資本主義成立史としての歴史理解(第3編)との、『国富論』における統合の在り方に以下のような根本的問題が存在することを指摘する。すなわち第一に、第2編5章の資本投下の自然的順序論が、その適用される場として資本主義的に編成された国民経済を前提しているのに対し、第3編はその前提とされるべき国民経済の成立史であること。そして第二に、前者における資本家と一国にとっての利益の大小の(=投資効率の)順序と、後者における一国が富裕になる自然の順序とが、農業 工業 商業として一致していること、むしろ正確には、スミスは一国が富裕になる自然

の順序を例証するために、(理論上の欠陥を含む想定を置いて)資本主義的生産を前提とした投資効率の自然的順序を立論したこと。

すなわち第三に、この手続きは、資本主義における投資の効率性の順序論を資本主義以前の歴史の分析と批判の基準とすることである。このため、例えば中世ヨーロッパでは農業開発は利潤動機によって行われたのではなく、手工業もこの動機を積極的に否定したという事実が忘れ去られ、こうして封建制下の農業も、ヨーマンリによる農業も投資の対象としては同じ性質のものとされること。そしてこの結果、第四に、封建制下の経済発展は資本の論理によって描かれ、社会的分業の内部的展開である産業の自然的順序での発展も、過剰に近代的に把握されていること。そして第五に、すでに見たように、ヨーマンリの成立は、重商主義の政策という妨害にもかかわらず、自らを基点として資本の蓄積と国民経済の成立を推し進めたと理解され、この結果ヨーマンリの両極分解である原始蓄積過程が、投資部面としての単なる農業・工業・商業の展開の過程として把握されることになったこと(『国富論』の歴史像と原始蓄積 1976. II, 236; 『国富論』におけるアメリカ II, 275, 291-92)。

以上の小林の指摘は、『国富論』の歴史把握が、特にヨーマンリの成立の史的意義と、さらには近代工業の農村的起源を重視するという深い洞察を含むにもかかわらず、原始蓄積過程の無視と重商主義の意義の否定とを伴っていた限り、そこに大きな限界が存在することを鋭く決り出した、と評価できる。そしてこうした歴史把握に依拠して、『国富論』第4編2章では、「見えざる手」に基づく私的個人の利益と社会の利益との一致が説かれ、そこから家計の原則と国家のそれとの一致に基づいて国内分業の利益の説明がそのまま国際分業の利益の主張に拡張される——「およそ私人が一家を収めるにあたって思慮分別のあるやり方とされるものは、一大王国を治めるうえにおいても、まず、愚かなことであるはずがない」——。そしてさらに続いて、『国富論』が、保護主義の意義の否定の上に、保護がないためにある種の工業の未確立という事態が生じたとしても、「その社会は存立のいかなる時期においても、この製造業がない分だけ貧しいということにはなるまい」(*Wealth of Nations*, 457-58. 訳第二分冊, 120-24)と結論するかぎり、『国富論』は後発国における資本投下の自然的順序の実現が、スミス自らが提唱した自由貿易によって阻止される可能性を容認する、と言わねばならないのである。この点では、『国富論』は『諸国民の富』ではなくて、イギリス産業資本の利益の代弁者という政策的効果をもったのであった(『国富論体系の成立』I, 298)。

小林は第5編財政論についても、『国富論』はその貨幣的分析視角の欠落によって、全体として財政支出の経済効果については無関心であることを指摘する。そのため、第1章の経費論も制度論に傾きその経費の支出面の意義は無視されていること、さらに公債論に関してもその累積・国家破産の危険が強調される一方で有効需要創出効果への言及もなく、さらに信用創造を通じる公債消化という着想もない。小林によれば、『国富論』での財政政策はひたすら、個人の節儉・蓄積を妨害しないことを目的として書かれているのである。最後に小林は、公債制

度、さらにはすでに見た保護制度、またアメリカ貿易の独占という旧植民地制度からなる固有の重商主義の政策体系に対する『国富論』の批判にもかかわらず、『国富論』ではこれらの政策を遂行している名誉革命が樹立した政府自体に対する批判は存在しないことを確認する。すなわち、スミスがその重商主義批判を通じて求めたものは、国家体制の変革ではなくてその政策体系の転回であった。この点で、スミスはタッカーのように直ちに政治的ラディカリズムを批判しなかったにもかかわらず、両者の政治的立場の類似性の存在こそが理解されなければならないのである（『財政論におけるアダム・スミスとジェームズ・ステュアート』1975.『増補 国富論体系の成立』1977に収録。I, 305, 307 09, 317, 327)。

4. フリードリッヒ・リスト研究

(1) リストの植民論

小林のリスト研究の最大の特徴は、リストの理論・政策体系の基底に、一般には彼の主著とされる『経済学の国民的体系』(*Das nationale System der politischen Ökonomie*, 1841)ではなくて、『農地制度論』(*Die Ackerverfassung, die Zwergwirtschaft und die Auswanderung*, 1842)を置いてリストの構想を理解する点にある。小林は早くも、1944年5月に発表した「フリードリッヒ・リストの植民論」(1944. VI)において、『農地制度論』の分析をおこなっている。そこで小林は、『農地制度論』が、『国民的体系』の散漫な植民論とはちがって、明確にドイツの東南方後背地であるハンガリーならびにバルカンへの限定された組織的植民を主張していること、またこの植民の主体は中規模の農場主とされるとともに、そこに形成されるドイツの経済圏はイギリス帝国とはちがった「準帝国」(Quasi-Imperium)であることを、明らかにしていた。

小林が徴兵されて出征するのは44年7月末であるから、「リストの植民論」は召集の予感の中で書かれた論説であり、また小林の戦後の本格的リスト研究の起点となるものであった。なお小林は、『農地制度論』を1949年と1974年に二度にわたって邦訳し、また『国民的体系』を1970年に邦訳している。小林は、1989年9月にチュービンゲンで行われた社会政策学会(Verein für Socialpolitik) 経済学史部会(Dogmenhistorischer Ausschuß)で上記の報告を行った際に、質問に答えて以下のように述べている。「私が日本ではじめて『農地制度論』に接したとき、そこに日本の農村の事情と共通する問題が論ぜられているように思った。「強兵」の要請からする、貧困な小作農の減少の政策と自作農創設維持政策、これと結合した満州開拓農民の移民計画は、敗戦直後の農地改革とともに、『農地制度論』の暗と明との両面を、日本の経験に即してわたくしに理解させるように思われた」(「チュービンゲンでリストを語る」1990.『東西リスト論争』みすず書房、1990, 145)。

では小林はなにゆえに、『農地制度論』をリストの構想のキイとしたのか。それは以下のよ

うに説明される。『国民的体系』は、産業革命を経た先進国イギリスの高い生産力が生んだ「工業・貿易上の支配権」（小林昇訳『経済学の国民的体系』1977、岩波書店、43）に対してドイツの幼弱な工業が対抗するためには、その低賃金を以ってしても不可能であるという現実に基づき、農業段階から農工業段階への移行（つまり工業化）のために保護関税の必要を説く——この点で18世紀初めのイギリス工業が、低賃金を基礎とする諸外国からの輸入に対して国内市場を護るために重商主義による保護を必要としたこととの段階的相違を、つまりはリストにおける保護主義の歴史的被規定性を理解すべきである（「フリードリヒ・リスト」1956. VI, 83 86；「リストと重商主義」VI, 333 34）——。

リストによれば、現代における「自由貿易は政治的・経済的發展の遅れているすべての国家を最も進歩している国家のために解消することと同義なのである」（Friedrich List, *Schriften, Reden, Briefe*. Im Auftrag der Friedlich-List-Gesellschaft E. V. hrsg. von E. v. Beckerath, K. Goesser, F. Lenz, W. Notz, E. Salin, A. Sommer, Berlin, 1927 1935, Bd. 7, 468）。この意味で1834年に発足したドイツ関税同盟の強化は急務であるが、この育成すべき国内工業力に対する市場はまずは当然に国内市場に、すなわち国内農業に求められねばならない。『国民的体系』は「工業こそ内外貿易、海運および改良農業...の基礎」と説く。しかも『国民的体系』では、農業と工業の相互作用は「農業状態から工業状態への移行にあたっては、農業の側からよりも工業の側からのほうがはるかに強力である」（小林訳『国民的体系』、290）と述べられ、さらにスミスの資本投下の自然的順序論に基づく農業投資の優位性の主張が以下のように批判される。

すなわち「国民はその物質的資本を農業に投下する方が工業に投下するよりも大きい利益を得られるとか、農業はそれ自体が工業よりも資本の増殖には有利だとかいうのは、ばかげたことであろう」（小林訳『国民的体系』、310 11）。『国富論』が、イギリス近代工業の成立におけるヨーマンリの意義を証明するために、理論的に大きな不備を伴った資本投下の自然的順序の理論＝投資効率の順序を立論したことはすでに見たが、同じくドイツに近代工業力を確立しようとしたリストにとっては、イギリスの「島国の支配権」の下では、この理論に基づいて、スミスの言う「事物の自然の運行をたどって」、農業の発達がその結果として工業の成立をもたらさないことは明らかであった。

小林はこう問題を立てる。すなわち、しかし工業力の確立がそのまま国内市場としての農業の発達をもたらすのか。しかもドイツの現実にあっては、特に西南ドイツでは農民解放はまだまだ実現せず、封建的諸負担に拘束された零細経営の形をとる「委縮した農業」が蔓延していたし（「リスト『農地制度』の一分析」1949. VI, 294 95）、東ドイツの農業利害は『国民的体系』では自由貿易をおこなうべきとされ¹⁹⁾、むしろイギリス資本主義の再生産圏に編入されていた

19) 小林はテュービンゲンでの報告に際して、なにゆえにリストが農業保護を主張しなかったのかという質問に対して以下のように答えた。「この点には地主たちに対する彼の戦術があったと判断される。北ドイツの穀物のイギリスへの輸出を、彼は表立って遮りたくはなかった。しかし彼はイギリスでの

(「フリードリヒ・リスト」VI, 43)。こうして『国民的体系』が理想とした、農業・工業・商業が均衡する「正常的国民 (normalmäßige Nation)」となるためには、農業部面に広範な剰余の生成とその商品化とが実現されて、農民が工業製品に対する十分な購買力を保有していなければならない。つまり、国内工業資本のための国内市場は、農業に富が蓄積されうる近代化された国内市場でなければならない(「リスト生誕200年の「東独」」1990.『東西リスト論争』, 193)。「リストにあっては、国内市場は保護されるべきものであると同時に、創造されるべきものであった」(『全集』以後のリスト研究 1956, VIII, 104)。「国民的体系」では国内市場の創造という問題に対して答えられないのである。

『農地制度論』は、『国民的体系』出版後リストがこの課題に直ちに回答を与えるために書かれた著作であった。小林は『農地制度論』の特質を以下のように描きだした。第一に、西南ドイツに蔓延する「委縮した農業」を近代化するための農地改革の必要。そのために、広範な土地整理、古い村落共同体の解消、封建的諸負担の有償廃棄、そしてエンクロージュアによる中小規模の農場の創出がなによりも重要である。リストは、一方では、フランスのいわゆるナポレオン農民の零細経営はその専制的官人支配国家の基礎をなし、その結果フランスの膨張主義的傾向を生んでいると考え、他方では、イギリスの大規模農場は景気変動の波に翻弄されて、社会主義への傾向を強める大量のプロレタリアートを排出するという理由で排除し、ドイツにおいて創出されるべき50万の農場の規模を40~60モルゲン(エーカー)の中小規模とし、その農場主は地主・資本所有者・耕作者・小作人を一身に兼ねる自作農とし、国全体の農業人口対工業人口の比を1:1にすべきことを主張する——なおフランスのそれは3:1、イギリスのそれは1:3であった(「リストの生産力論」VI, 203-05)——。この意味で、「明らかに真理は中間にある」。

第二に、しかもリストにおいて重要なことは、「この中道を正しく維持することが、農地改革の課題」(小林昇訳『農地制度論』1974, 岩波書店, 35. 強調は引用者)であった。そもそもこうした中規模農場の創設は国家の指導による上からのエンクロージュアを前提にするとともに、この創出された中規模農場を商品生産の拡大の中で分解させないで、いつまでも固定化して維持するためには国家による家産法を通じる分解の阻止が求められる。「国家は、…この状態が永久に維持されるようにも配慮すべきである」(小林訳『農地制度論』, 115. 強調は引用者)。つまり『農地制度論』の国内農業近代化のプログラムは、エンクロージュアによる中産農民の創出とその近代化の進行がもたらす資本主義的分解の阻止とを不可欠の要素として想定していた。

穀物法の廃止(1846年) いわゆる自由貿易帝国主義の成立を見越して、そのばあいにはカナダの小麦がイギリスの市場でドイツのそれを駆逐するだろうことを察知していた。またハンブルクにはすでに、新大陸の小麦が姿を見せはじめていたのである。リストはやがては、かつての[『国民的体系』の]主張を捨てて農産物の保護を考えざるをえなくなったであろう(「テュービンゲンでリストを語る」, 『東西リスト論争』, 144)。また注20)も見よ。

リストは「ドイツにおける原蓄の完遂をおそれたのである」（「東独のリスト」1957.VIII, 168）。

さらに第三に、50万の中規模農場の創出にあつては、ドイツ国内ではなく——リストは東ドイツのコンカー経営との対決を意識的に避けた（「リストと経済学における歴史主義」1966. VII, 165）——、ハンガリー、バルカンへのドイツ人の植民が構想される。オーストリア帝国に属するハンガリーへの資本を有するドイツ人の植民は、ハンガリーの農業生産力向上に資するし、さらに独立を目指すハンガリーにとって、スラブ人に対抗するうえでも必要だとリストは主張する。だが、その意図は明らかに「ゲルマン＝マジャール東方帝国 (germanisch-magyarisches östliches Reich)」という名の、ドイツ経済圏の拡張にあつた。「ハンガリーはドイツにとって、トルコと全近東と東洋とを開く鍵であり、同時に、北方の強大国ロシアに対する防塞である」（小林訳『農地制度論』, 144）、またハンガリーは「ドナウ川下流諸国の平和的征服の道具」という言葉にリストの意図がはっきりと表現されている（「リストの生産力論」VI, 220 22）。さらに軍事的観点からも、彼ら植民者は帝國的膨張の尖兵となることが求められた（「リスト『農地制度論』解題」1974. VII, 97 99）。こうして、ドイツ国内市場の生成と近代化のための『農地制度論』の構想は、それ自身が「国民主義的膨張政策」を意味するものとなり、ひいてはナチズムに表れた20世紀前半のドイツの世界政策の破綻を予示するものであつた（「リストの社会科学体系」1990.『東西リスト論争』, 114；「リストの生産力論」VI, 271 72；「リスト『農地制度論』解題」VII, 93；「リストと経済学における歴史主義」VII, 139, 173 74）。

さらに第四に、こうした構想の背景には、リストの世界戦略構想の旋回という事実が存在する。すなわち、『国民的体系』ではイギリスに対抗するためのヨーロッパ大陸諸国同盟 (Kontinentalallianz) の結成が主張されたが、それ以降はフランス・ロシアの膨張主義に対抗するための英独同盟 (englisch-deutsche Allianz) の締結が強調される。英独同盟においては、ドイツの経済的統一と保護主義体制の構築、ならびにドイツの東南方への進出に対するイギリスによる承認が前提される。同時にその代償として、ドイツのトルコに至る東南方への膨張によって、イギリスのインド回廊へのフランス・ロシアの進出が阻止され、その安全が保障されることが主張される。リストは、1840年代以降のイギリスの穀物関税の改定が帝国レベルでの自足性を増し、イギリスの自足的経済帝国（リストはそれを Metropol-Kolonial-Schutzsystem と呼んだ）の強化が実現することを予測していた。すなわちその結果は、ドイツ東部からのイギリスへの穀物輸出の意義を縮小し、その意味でドイツ農業に対する『国民的体系』での自由貿易の適用の意味がなくなることを意味した²⁰⁾。こうした認識の下でリストは新たな世界戦略

20) リストは『関税同盟新聞 (Das Zollvereinsblatt)』（1843年、第5号）でこう書いている。「要するに、こうした事情 [遠からず北米が北ドイツよりずっと大量の・安い・良質の小麦を英国市場に供給するようになるだろうという事情] のもとでは、北ドイツの穀物農業主はもはや英国市場から利益を期待することはできず、また彼らにとって、内陸の農業者や羊毛生産者にとっても、国内工業の発達と熱帯地域との貿易とからしか利益が生じないことが明らかである」（諸田實『晩年のフリードリ

構想への支持をイギリス首相ロバート・ピール (Robert Peel) に訴えるが、はっきりと拒否されている(「リストの生産力論」VI, 165-71)。

(2) 『農地制度論』の歴史的意義

小林は、上記の『農地制度論』に表れた膨張主義という深刻な問題を指摘すると同時に、『農地制度論』が切り開いた比較土地制度史分析の意義を以下のように評価する。この著作は、13の国の土地制度を取り上げ、これら諸国内で封建的束縛から解放された農場 (Hof) = 割地農民の意義を称揚している(「テューピングでリストを語る」、『東西リスト論争』, 141)。中規模農場の創設は、こうした割地農民の普遍的意義の認識に基づいて裏付けられてもいるのである(「リスト『農地制度』の一分析」VI, 318)。またリストは『国民的体系』への批判に応えた論説「国民的体系に対する匿名の統計。農・工・商業の関係について、また古代の経済史について」(Die anonyme Statistik gegen das nationale System der politischen Ökonomie: Über das Verhältnis von Ackerbau, Industrie, und Handel, und über die Wirtschaftsgeschichte des Altertums, 1844) では、古代・オリエントの生産力と西欧の近代的生産力との比較によって、後者における土地の貧乏がかえって勤勉で合理的な人間類型を生み、それが近代的工業を結果したことを(「リストの生産力論」VI, 216; 「リストと経済学における歴史主義」VII, 184-85), つまりは近代社会の工業と自由との源が西欧の農民にあったことを、鋭く洞察している(「フリードリヒ・リストの国民経済学」1977. 『東西リスト論争』, 34; 「テューピングでリストを語る」、『東西リスト論争』, 138)。

しかも『農地制度論』の自営農民は、ヴュルッテンベルグ憲法論争期 (1815-20年) において「シュワーベンのデモクラート」と評された初期リストが主張した、自由と代表制とを基軸とするゲマインデ・自治体・国家の編成原理である、コルポラティオン制度 (Korporationssystem) の基礎をなすゲマインデ市民とその性格において同一のものであった(「リストの生産力論」VI, 248-51)。このゲマインデ市民は、一面ではユストゥス・メーザー (Justus Möser) のロマン主義の思想的影響を受けるものではあるが、全体としては三月前期の啓蒙思想の潮流の中に位置づけられるものであった(「リストの生産力論」VI, 266-68; 「リストの社会科学体系」、『東西リスト論争』, 104)。

以上の、西欧の近代的人間類型と近代的生産力の本質とについてのリストの洞察にもかかわらず、それを実現するにあたって構想された中規模農場創出計画が、結局は国家的膨張政策を伴わざるをえなかったことこそ、小林がそのリスト論において最も強調した点であった。リストが中規模農場の創設とそこからの農村工業の展開とを結合しなかったことは事実であるが(「リストの生産力論」VI, 237), すでに見たように、これはスミスにおいても同じであった。む

ッヒ・リスト』有斐閣, 2007, 166. また133, 141, 168, 177-78も見よ)。さらに諸田『リストの関税同盟新聞』私家版, 有斐閣アカデミア, 2012, 205-08も参照。

しろ、先進工業国イギリスの工業力独占という環境の中で、内部にプロイセンをはじめとする封建的勢力を抱えつつ、国民経済の形成を図ろうとした後発国が、その近代化のためには他国への進出を不可避としたという、リストがおかれた歴史的状况こそが彼の国家的膨張主義の基礎にあったと言わねばならない。

割地農民がとりわけイギリスにおいてヨーマンリとして歴史的に担った意義についての『農地制度論』の認識はそれ自体として評価されてしかるべきである。しかしながら、エンクロージャを通じるヨーマンリの消失とその結果として生まれたイギリスの高度資本主義的生産力に対抗して、エンクロージャによる中規模農場の人工的創出と国家によるその固定化とを通じて近代的・自立的な国民市場を形成しようというリストの構想は、小林の判断では、「歴史への反逆」（「フリードリッヒ・リスト」VI, 85）であり、国家的膨張主義という「政治的反動の支柱」（「リスト『農地制度』の一分析」VI, 328）となることを意味したのであった。これが、小林が開拓した『農地制度論』の歴史的意義であった。こうした『農地制度論』の歴史的意義が語るものは、土地制度の変革とその結果としての農民解放、そしてそれに基づく農工分離の展開の仕方が、国内市場そして国民経済の構造を根本的に制約し、ひいては各国資本主義に歴史的個性を与えることになる、という重要な事実であった^{21) 22)}（「リストと経済学における歴史主義」VII, 132-33）。

21) 小林は、『農地制度論』が経済学史において最初に獲得し、また歴史学自体にも作用した重大な歴史の視野について、こう注記した。「この点はわたくしが最も強調したいところである。いわゆるスコットランド歴史学派は、物質的生産の諸条件が社会の総体的機構を決定するという認識にともかくも到達してはいたが、近代的諸国民の国民経済（資本主義）の独自の構造の決定要因はその関心の外にあった。そうして、日本におけるマルクス主義的諸研究の持つ国際的独自性のきわめて大きい部分は、もとよりイデオロギーの立場を別として、『農地制度論』の問題意識につながるように思われる」（「リストと経済学における歴史主義」VII, 140）。

22) 「工業化と近代化（民主化）との課題を一括して提示し、しかも与えられた時代の条件のもとでその解決を示したという点では、『国民的体系』とともに『農地制度論』を含むリストの総体系は重大な思想史的意義を保っている」（「リスト研究の新局面」1989、『東西リスト論争』, 181）。小林は、1989年5月8・9日のロイトリンゲンでのリスト・シンポジウムにおける中国外交官劉氏の報告——それは、最近の自由化された中国における生産力とGNPとの伸びを自信を以って訴えた——について、同年6月に引き起こされる天安門事件がすでに動き始めていた事実を指摘して、この報告を「ある不安を以って...聞いた」（「リストのロイトリンゲン」1989、『東西リスト論争』, 88）と記した。

そして小林はE. ヴェンドラー（Eugen Vendler）の新著『フリードリッヒ・リスト。ヨーロッパ統合の思想的先駆者の政治的影響』（1989年）に寄せてこう書いた。「欧米の学界では、「後進国のリスト」ではなくて「後進国にとってのリスト」という問題は、なかなか近づきたくないテーマである...。その根本の理由は、後進諸国...の工業化という課題がそれらの国々の民主化を前提とするという事情がなかなかのみ込み [...] ない、という点にある...。いったい急速な工業化を進めつつあるインドや中国は、単にリストの段階説での農工業段階にあてはまるものであろうか。カースト制度を温存するインドに、また小商品生産の満面開花が政治的・経済的に繰り返して阻止される中国に...、『国民的体系』に拠るリストの保護制度はどうすれば実効をもちうるであろうか...つまりは経済的合理性

こうしてみると小林の経済学史研究の課題が、イギリス重商主義、スミス、リストの経済学にあらわれた、経済学形成の国民的・歴史的個性の検討を通じて、各国の国民経済の構造的な特質を解明することにあったことが理解されるであろう。晩年に小林は、「経済の先進性をその自立性の喪失によって購^{あがな}った」日本の現実を憂慮し、『国富論』が打ち立てた交換価値分析に基づく経済学に対する反省と再検討の必要を表明した²³⁾。こういう小林にとっては、リスト『経済学の国民的体系』における「農・工・商の調和と均衡」という主張は、改めて評価するに値するものであった²⁴⁾（『フリードリッヒ・リストの国民経済学』、『東西リスト論争』、32）。

にもとづいて行動する国民大衆の創出という課題をあとまわしにして、リスト的課題である保護主義工業化の課題は論ぜられうるであろうか。さらに小林は、明治維新以降の日本の貿易政策のなかで「超コルベール主義やあらわな帝国主義とはことなる、リベラリズムを基調とした保護貿易（すなわちリスト的保護主義）の時期があったかどうかは、むしろ否定的に判断すべき事実」（『リスト研究の新局面』、『東西リスト論争』、175、179-80）と解した。

23) 小林は、30年以上前に福島第一原発運転に反対し、実験段階にある原発の運転開始のルールを敷く経済成長至上主義を批判していた。『図書新聞』166号（1979年8月4日）を見よ。あわせて小林は、資源と環境と人類の平等という視点から、さらに「人類生存の必要条件」として「シヴィル・マキシマム」確立の必要を訴えた（小林昇・杉山忠平『西洋から西欧へ』日本経済評論社、1987、224-25）。

24) 注22) でふれたように、国内の民主化という課題を後回しにして、経済のグローバル化という条件を最大限に活用して、一国規模としては急速な経済成長を実現することが可能となり、そして成長する経済を基盤として国内の民主化という課題に向けて 歪みを伴い、かつグローバルなレベルで歪みを拡大する傾向を生みながらも 徐々に歩を進める可能性が生まれつつある現代において、経済学の再検討という小林の根本的問題提起は、われわれに向けられたものであった。